

中小企業・小規模事業者の賃上げと社会保険料負担の状況について

2026年5月11日

全国商工会連合会

○価格転嫁が「**進んでいる**」事業者は**14.0%**であった、一方、価格転嫁が**厳しい**事業者が**55.0%**にのぼり、若干改善したものの**引き続き価格転嫁が厳しい**状況

○項目別では、価格転嫁が**できている**事業者が、**わずかに改善**したものの「**原材料費**」で**22.6%**、「**燃料・エネルギー費**」で**15.4%**、「**労務費**」で**15.0%**にとどまった一方、価格転嫁が**できていない**事業者が、**若干改善**したものの「**原材料費**」で**44.6%**、「**燃料・エネルギー費**」で**55.7%**、もっとも価格転嫁が進んでいない「**労務費**」では**56.7%**と、**引き続き厳しい**状況

○「**労務費**」には「**社会保険料**」も含まれるため、**賃上げにより増加した社会保険料を価格転嫁できない**中小企業・小規模は**厳しい経営を強いられ**ており、**賃上げをためらう理由**にもなっている

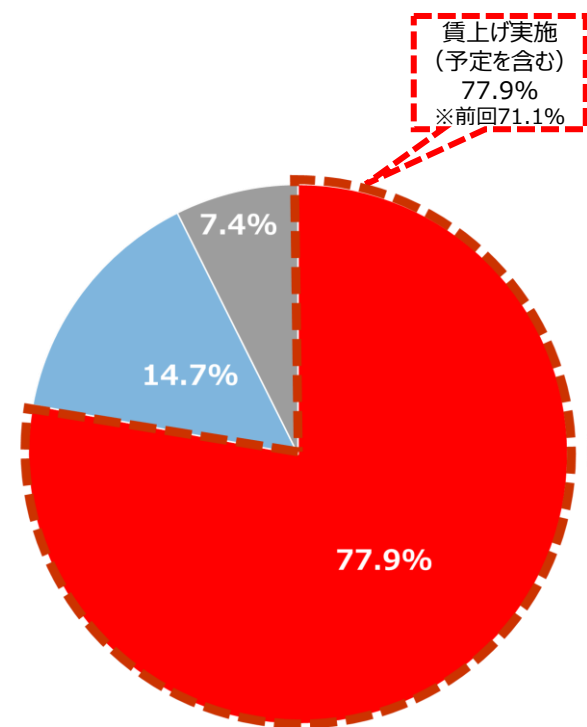
1

2.令和7年度の賃上げ状況①

- 価格転嫁が厳しい状況の中でも、物価高騰を受けて、**中小企業・小規模事業者は積極的に賃上げ**を実施
- 賃上げを実施**（予定を含む）した割合は、**77.9%**
- 4%以上の賃上げ**を実施した割合は、**33.9%**
- 売上規模**1億円以上**では**88.7%**が**賃上げ**を実施（予定を含む）している、一方、売上規模**3千万円未満**では**60.4%**にとどまり、**規模による格差**が生じている

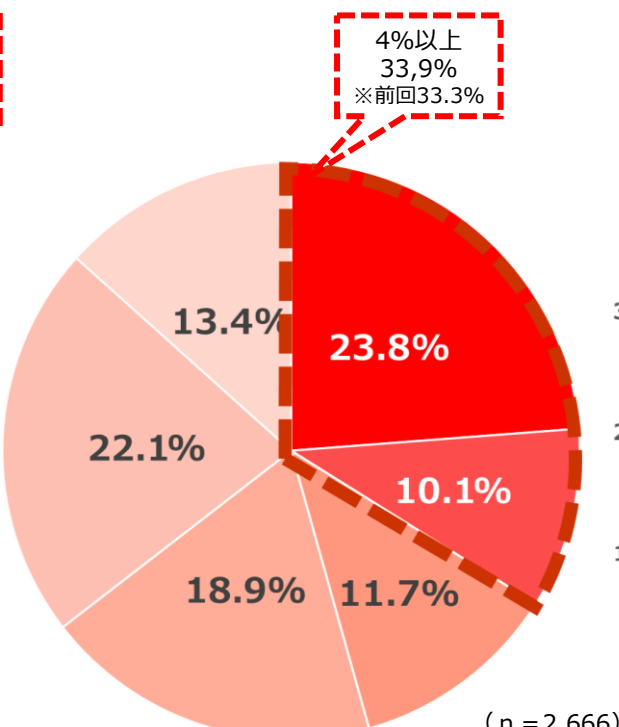
令和7年度の賃上げの状況

賃上げ実施（予定を含む）77.9%



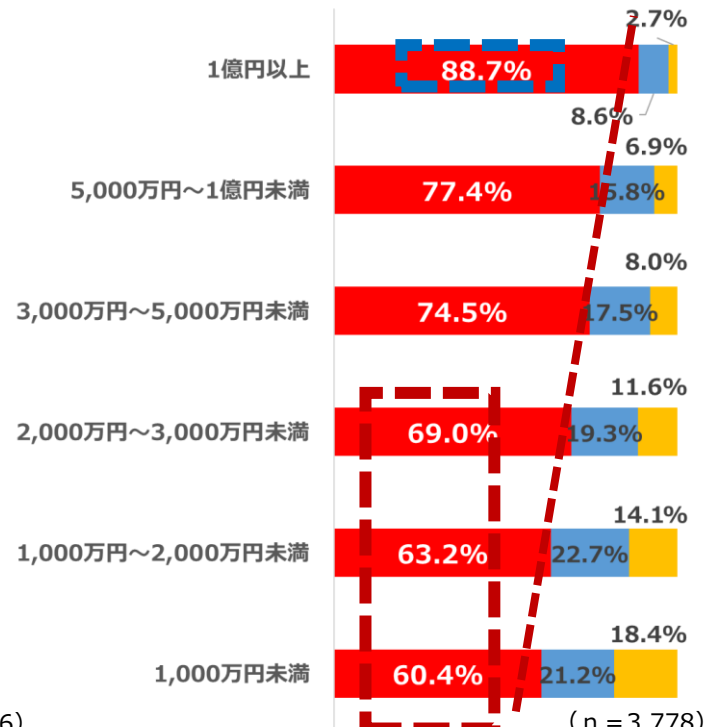
令和7年度の賃上げ率

4%以上の賃上げ33.9%



売上規模別賃上げの実施状況

売上規模が大きいほど賃上げを実施



※前回とは、全国商工会連合会：令和7年度「賃上げ等に関するアンケート調査結果（令和7年5月1日～20日）」を指す

出典：全国商工会連合会：令和7年度 働き方改革に関するアンケート調査（令和7年11月25日～令和8年1月14日）」

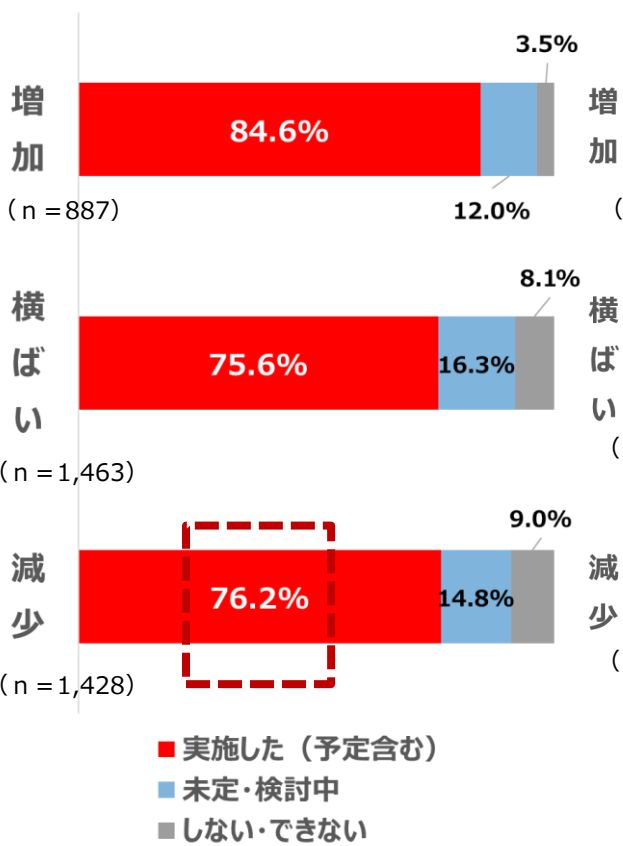
2.令和7年度の賃上げ状況②

○営業利益が「減少」していても、**76.2%が賃上げを実施**（予定を含む）し、また、**4%以上の賃上げを33.3%**が実施と、**身を削って賃上げに対応**している事業者も多い

○今後5年間の賃上げの持続については、**価格転嫁が進まない**ことに加えて、賃上げによる**社会保険料負担の増加**もあり、「**おそらくできない（不透明）**」がどの階層でも**50%台～70%台**を占め、**不透明感が強い**

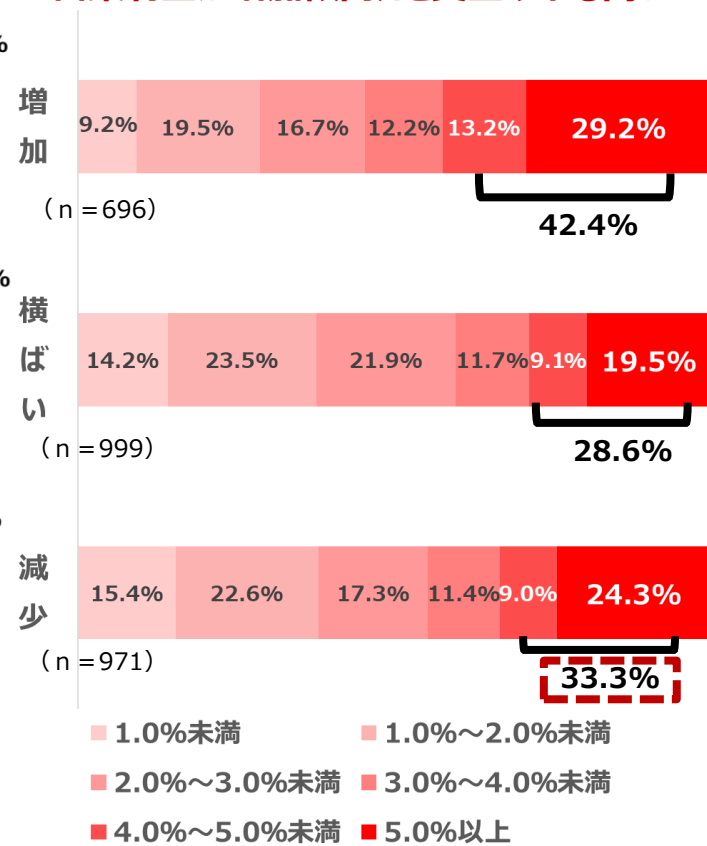
利益状況別賃上げの状況

営業利益減少でも76.2%が賃上げ



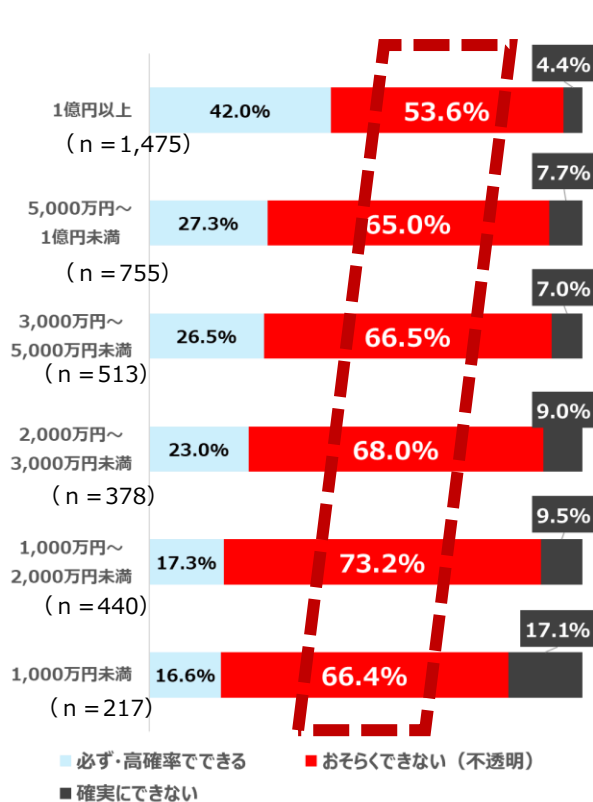
利益状況別賃上げ率の状況

営業利益が増加傾向だと賃上げ率も高い



売上規模別今後5年間の賃上げ見通し

賃上げの持続性は不透明感が強い

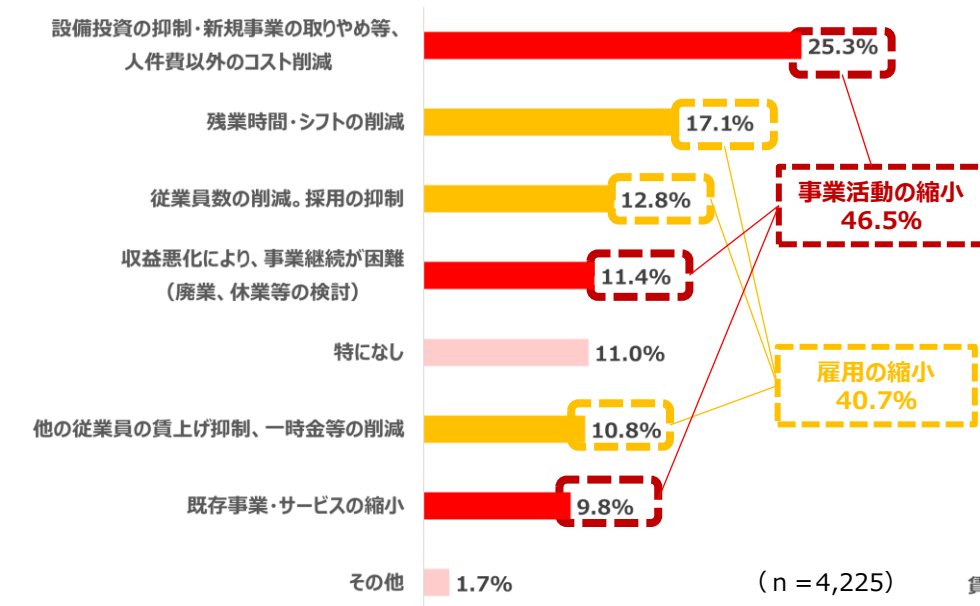


3.賃上げの影響及び必要な支援策

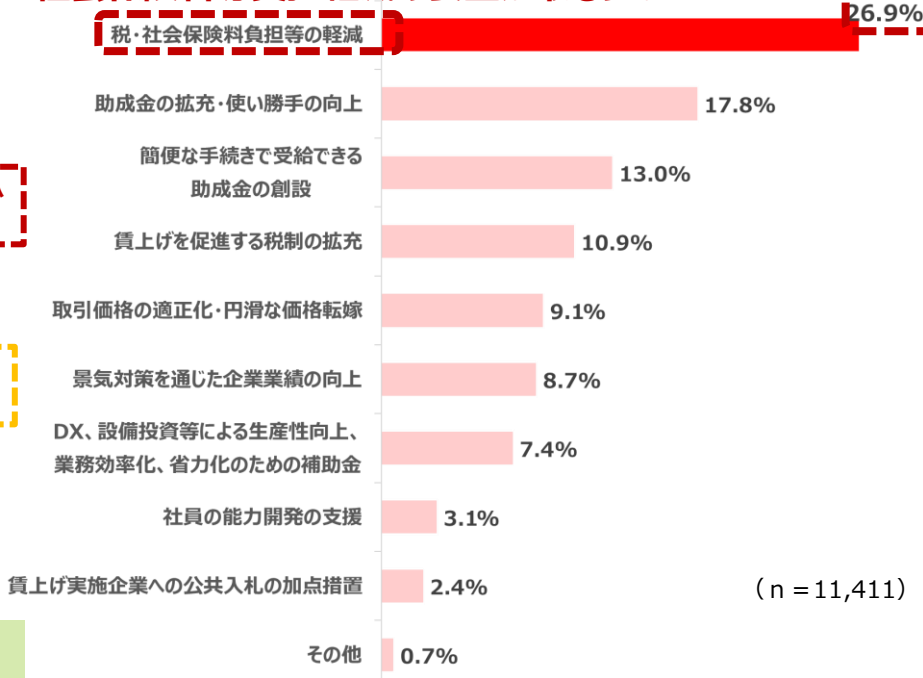
○最低賃金の大幅な引き上げによる影響について、「設備投資の抑制」「廃業・休業の検討」など**事業活動の縮小**をあげている事業者が**46.5%**、**社会保険料の負担が増えることもあり**「従業員数の削減」など**雇用の縮小**をあげているのが**40.7%**で、急激な賃金の引き上げは、事業継続や新規雇用・継続雇用にも影響が大きい

○「賃上げ環境整備」のために**必要な支援策**としては、賃上げで負担が増加している「**税・社会保障負担の軽減**」が**26.9%**と最も多く、持続的な賃上げにあたっては、**社会保険料等の負担軽減が重要**

大幅な最低賃金の引き上げの影響 急激な賃上げが事業継続・雇用継続に影響



賃上げ環境整備に必要な支援策 社会保険料等負担軽減の要望が最も多い



賃上げと社会保険料負担についての事業者の意見

○賃金の引上げについては賛成だが、税や**社会保険料の負担を下げてほしい**。発注者側の理解がないことには**価格転嫁ができない**状況である。（茨城県・製造業(その他)）

○**賃上げのみを求めるのではなく、社会保険料負担の軽減**や恒常的な財政支援など、**事業継続を支える実効性ある支援策**を併せて強く求めたい。（栃木県・製造業(その他)）

○企業としては**賃上げに対応**しているが、その分**社会保険料等の上昇にも反映**され、その結果、**従業員の手取りとしては賃上げの実感があまり得られない**ような状況となっているのが現状である。（福島県・サービス業(運輸)）

○中小企業では**人件費に避ける金額に限り**がある。**社会保険料の負担等の減額がない限り継続的な引き上げは不可能**。（福島県・サービス業(飲食)）

4. 事業者の社会保障負担のイメージ

- 中小企業が多く加入する「協会けんぽ（全国健康保険協会）」の平均給与・賞与額をモデルとして、事業主の負担を見ると、給与・賞与の合計約400万円に対して、69.5万円の事業主負担を支払い、また、従業員負担分も約62.5万円にのぼる。
- 事業主負担（社保・労保等）は、「協会けんぽが発足した」H20と比較して給与・賞与に対する比率が約2.5%上昇し、賃上げもあり、金額は年間15万円増加している

社会保険・労働保険等負担のイメージ（令和8年度）

事業主負担全体(4,725,185円)										
事業主負担(人件費)							事業主負担(社会保険料)			
給与・賞与 4,070,385円							654,800円 給与・賞与の約16%			
							従業員負担分			
							税金	従業員負担合計 (623,480円)	年金	健保 介護 雇用 労災 拠出金 支援金

	給与・賞与	厚生年金	協会けんぽ	介護保険	雇用保険	労災保険	子ども子育て拠出金	子ども子育て支援金	社保・労保等計
事業主	4,070,385	372,440	201,484	32,970	30,527	386	14,653	2,340	654,800
従業員	—	372,440	201,484	32,970	14,246	—	—	2,340	623,480

制度	負担	事業主負担	従業員負担	負担合計
厚生年金	労使折半	9.15	9.15	18.3
協会けんぽ	労使折半	4.95	4.95	9.9
介護保険	労使折半	0.81	0.81	1.62
雇用保険	労使	0.75	0.35	1.10
労災保険	事業主	0.0095		0.0095
子ども・子育て拠出金	事業主	0.36		0.36
子ども子育て支援金	労使折半	0.115	0.115	0.23
負担合計		16.145	15.375	31.520

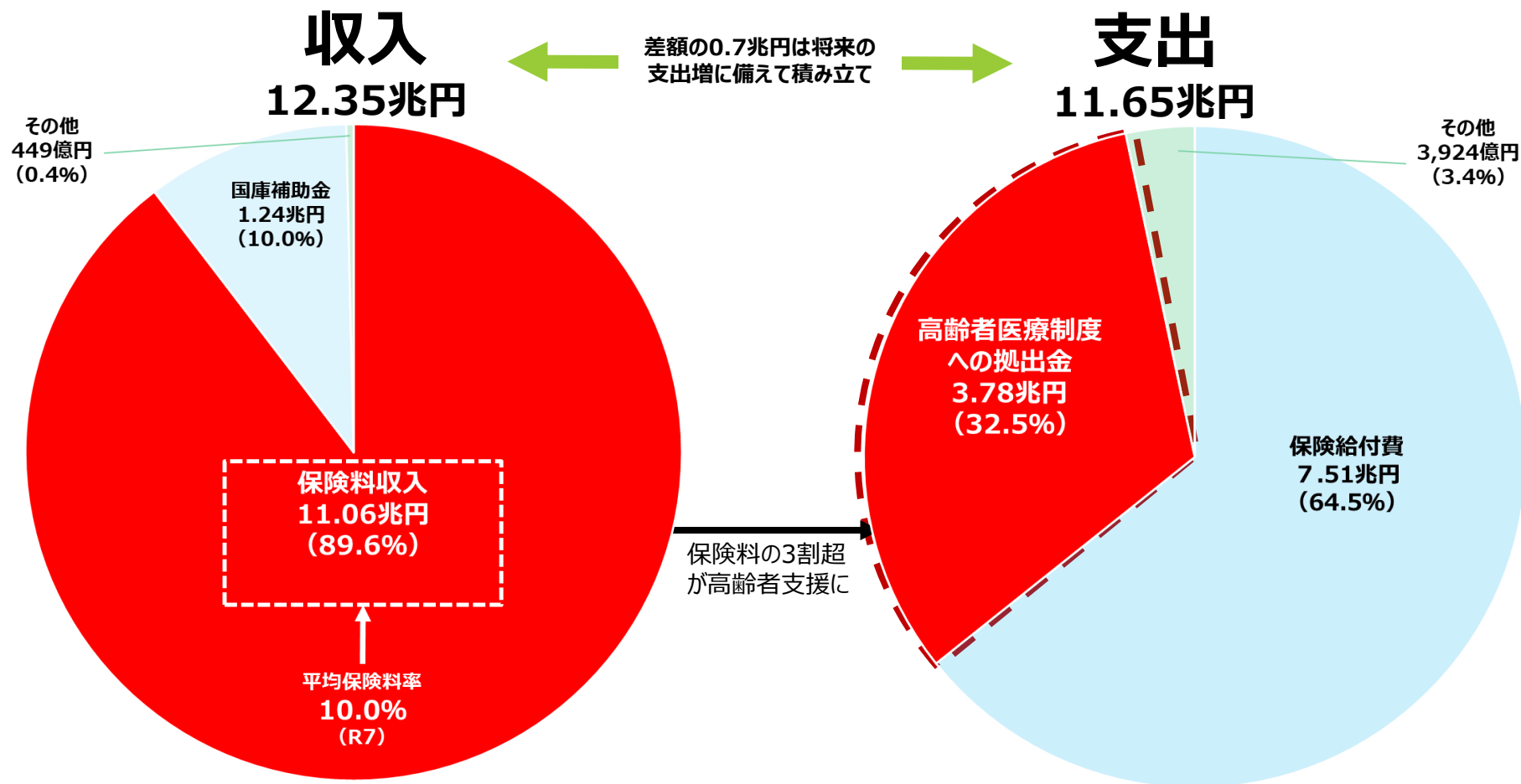
- 注1 給与・賞与額は協会けんぽ加入者の平均値を使用
注2 雇用保険については「建設の事業」区分で算出
注3 労災保険については「建築事業」区分で算出

5. 現役世代及び事業主の医療保険の負担

○中小企業・小規模事業者の多くが加入する「**協会けんぽ（全国健康保険協会）**」において、「**現役世代**」や「**事業者**」が拠出した「**保険料収入**」のうち、**3割超**が「**高齢者医療制度への拠出金**」として使われている

○高齢者医療を支えるため、平均保険料率（労使折半）は**10.0%**（令和7年）と**高い水準**にあり、賃上げにともない社会保険料が増加する「**事業者**」と高齢者に比べ医療を利用しない「**現役世代**」の負担感の増大につながり、賃上げの効果を減退させている。

協会けんぽの収支構造（令和7年度決算見込み）



6. 社会保険料負担の軽減についての要望

全国商工会連合会「令和9年度小規模企業対策予算等に関する重点要望」（案）から抜粋

社会保険料の事業主負担分の軽減措置の実施

- 中小企業・小規模事業者における**持続的賃上げの実現**には、賃上げを継続可能にする経営環境の整備（コスト増の吸収と利益確保）が不可欠。
- 中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」の強化に向けた投資や人材確保を促進するため**社会保障制度の抜本的見直しによる事業主の負担軽減**が必要。
- 良質な雇用の創出及び賃上げに伴い増加する**社会保険料の事業主負担分の大幅な軽減措置**を講じること。

〔具体内容〕

- **協会けんぽの保険料率の抑制**をはじめとする**社会保険料負担の軽減**
- 社会保障の**適用拡大**の影響を受ける事業主への**支援の強化**
- **子ども・子育て拠出金**の拠出金率の**引下げ**及び**使途の抜本的見直し**
- **子ども・子育て支援金制度**の創設による**新たな負担を実質的に相殺する社会保険料負担の軽減**
- 労働保険料の引下げによる負担軽減
- その他**賃上げに伴い増加する社会保険料の事業主負担分の大幅な軽減**